令和７年度滋賀県臨時的任用職員（一般事務）、産前産後休暇代替任期付職員（一般事務）、育児休業代替任期付職員（一般事務）および配偶者同行休業代替任期付職員（一般事務）採用候補者登録試験（第２回）　受験案内

令 和 ７ 年 ８ 月 21日
滋　　賀　　県

○　期日および場所
　第１日　教養試験
　　令和７年９月21日（日）　大津市内
　第２日　口述試験
　　令和７年９月27日（土）　大津市内

○　受付期間
（持参の場合）
　令和７年８月21日（木）～令和７年９月９日（火）17時
（郵送の場合）
　令和７年８月21日（木）～令和７年９月９日（火）（必着）
（インターネットの場合）
　令和７年８月21日（木）～令和７年９月９日（火）17時

○　問合せ先
　滋賀県総務部人事課
　　大津市京町四丁目１番１号　　電話077-528-3153

１　臨時的任用職員、産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員採用候補者登録制度について

(1)「臨時的任用職員」とは、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合等に、その代替として、６月以内（最長１年を超えない範囲で更新の可能性あり）の任期で、臨時的に任用する職員のことです。

「産前産後休暇代替任期付職員」とは、滋賀県職員が産前産後休暇を取得した場合に、その代替として、当該職員の産前産後休暇期間の範囲内で任用する職員のことです。

「育児休業代替任期付職員」とは、滋賀県職員が育児休業をした場合に、その代替として、当該職員の育児休業期間（３年未満）の範囲内で任用する職員のことです。

「配偶者同行休業代替任期付職員」とは、滋賀県職員が配偶者同行休業をした場合に、その代替として、当該職員の配偶者同行休業期間（３年未満）の範囲内で任用する職員のことです。

(2) 臨時的任用職員、産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員（以下、「育児休業代替任期付職員等」という。）については、任期を定めた任用であること、育児休業、育児短時間勤務および配偶者同行休業をすることができないこと以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

(3) 産前産後休暇等の取得、育児休業または配偶者同行休業等をする職員があった場合に、その都度希望勤務地等を考慮の上、あらかじめ採用候補者登録試験の合格によって採用候補者として登録された方を育児休業代替任期付職員等として採用します。そのため、登録されても、職員の状況により、採用までに一定の期間が経過する場合や採用されない場合もあります。

【採用までの流れ】

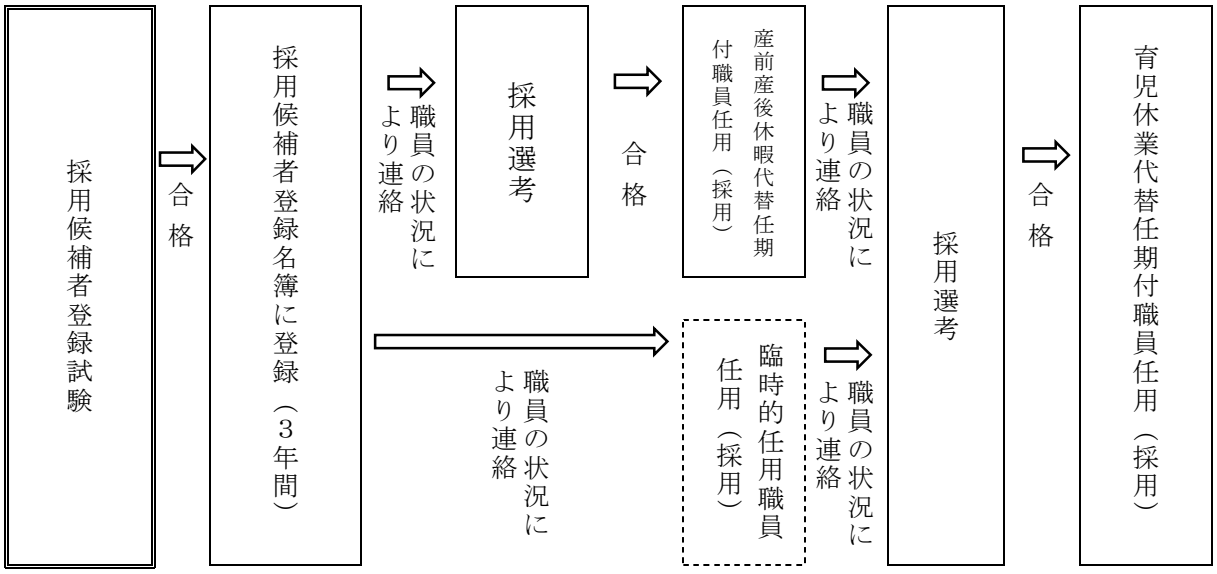

２　試験区分および登録予定人員

一般事務　25人程度

３　受験資格

(1) 年齢

平成20年４月１日以前に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

エ　現に滋賀県育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿（以下、「採用候補者登録名簿」という。）に登録されている者のうち、当該登録の有効期間の満了する日が令和８年４月１日以降の者

４　登録試験

(1) 日時および場所

ア　第１日　教養試験

日時　令和７年９月21日（日）

９時45分（集合時間９時15分）から正午頃まで

場所　大津市内

※　第１日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

イ　第２日　口述試験

日時　令和７年９月27日（土）

場所　大津市内

※　第２日に実施する口述試験は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

※　第２日の集合時間および集合場所の詳細は、該当者宛て通知します。

(2) 方法

高校卒業程度で、次の方法により行います。

ア　教養試験

択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ　口述試験

個別面接による試験を行います。

(3) 結果発表

令和７年10月上旬に合格者あて通知します。

５　受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア　必要書類等

(ｱ) 出願時に必要な書類等

a　出願票　１人１通（所定の用紙）

※　用紙は、滋賀県総務部人事課で交付します。滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b　郵便はがき　１人１枚（宛先として住所、氏名、郵便番号を記入すること。）

※　受験番号等の通知に使用します。

(ｲ) 教養試験受験時に必要な書類等

a　履歴書　１人１通（所定の用紙）

※　用紙は、出願票と同時に交付します。

b　写真　１人１枚（最近６か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

c　受験番号通知　１人１通

※　受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和７年９月17日（水）までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

イ　提出先

滋賀県総務部人事課

〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号　電話077-528-3153

※　持参または郵送により提出するのは、ア(ｱ)出願時に必要な書類等です。ア(ｲ)教養試験受験時に必要な書類等については、教養試験日に会場に持参してください。

ウ　受付期間

令和７年８月21日（木）から令和７年９月９日（火）17時までに受け付けます。郵送の場合は、令和７年９月９日（火）までにイ提出先に到着したものに限り受け付けます（必ず簡易書留により送付してください。）。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア　申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25bc000821

※　エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※　申込完了および受験番号は、メールで通知します。

イ　受付期間

令和７年８月21日（木）正午から令和７年９月９日（火）17時まで

（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ　教養試験受験時に必要な書類等

(ｱ) 履歴書　１人１通

（様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすること。）

(ｲ) 写真　１人１枚

（最近６か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(ｳ) 受験番号通知　１人１通

（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※　受験番号を通知するメールは、令和７年９月12日（金）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※　令和７年９月17日（水）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課（077-528-3153）に連絡してください。

６　採用候補者登録試験合格後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者を採用候補者登録名簿に登録し、合格者にその旨を通知します。職員の休業等の状況により、採用候補者登録名簿から希望勤務地等を考慮の上で選抜した者に対し、滋賀県人事委員会が採用選考（書面）を実施し、選考の合格者が採用されます。ただし、臨時的任用職員に採用する場合は、採用選考を実施せず、選抜により採用します。

(2) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、原則として、令和８年４月１日から令和11年３月31日までですが、場合により令和８年４月１日前に採用候補者登録名簿に登録されることがあります。その場合は、登録日より３年間が登録有効期間となります。

(3) 当初の任期終了後も、採用候補者登録名簿の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

７　勤務の条件

(1) 任用形態

申込時に希望する任用形態を記載してください。なお、希望の任用形態に合う配属先がない場合、任用（採用）されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

任用形態	週５日勤務	週４日勤務	週３日勤務
勤務時間	週 38 時間 45 分勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの８時 30 分から 17 時 15 分まで、1 日 7 時間 45 分勤務です。 ※休憩時間は、正午から 13 時までの１時間です。	週 31 時間勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの８時 30 分から 17 時 15 分まで、1 日 7 時間 45 分勤務です。 ※休憩時間は、正午から 13 時までの１時間です。 ※日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの５日間において、１日の週休日を設けます。	週 23 時間 15 分勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの８時 30 分から 17 時 15 分まで、１日７時間 45 分勤務です。 ※休憩時間は、正午から 13 時までの１時間です。 ※日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの５日間において、２日の週休日を設けます。

※　臨時的任用職員の任用は、週５日勤務のみとなります。

(2) 任期

ア　臨時的任用職員

６月以内の任期を定めて採用します。なお、通算して１年を超えない範囲で任期を更新する場合があります。

イ　産前産後休暇代替任期付職員、育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員

産前産後休暇を取得する職員の産前産後休暇の期間、育児休業をする職員の育児休業の期間または配偶者同行休業をする職員の配偶者同行休業の期間を限度として任期（３年未満）を定めて採用します。

(3) 勤務先および職務内容

知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等で一般行政事務に従事します。

(4) 給与等

給与は以下を参考としてください。なお、この額は令和７年４月１日現在のものです。

学歴	給料月額（地域手当を含む。）		
	週５日勤務	週４日勤務	週３日勤務
高　校　卒	209,087円	167,269円	125,452円

※　給料は、経歴その他に応じて、一定の範囲内で額が加算されます。

※　上記の他に通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。（週４日勤務または週３日勤務の場合、扶養手当、住居手当等は支給されません。）

(5) 休暇

任期に応じて年間最大20日間の年次有給休暇、傷病、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(6) 服務

任用期間中は、営利企業への従事等の制限など地方公務員法（昭和25年法律第261号）の服務に関する規定が適用されます。

(7) その他

ア　育児休業代替任期付職員等は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、職員の育児休業等の期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ　育児休業代替任期付職員等への採用は、滋賀県職員（任期の定めのないもの）への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

８　日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。